

令和7年度 富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議 富山労働局資料

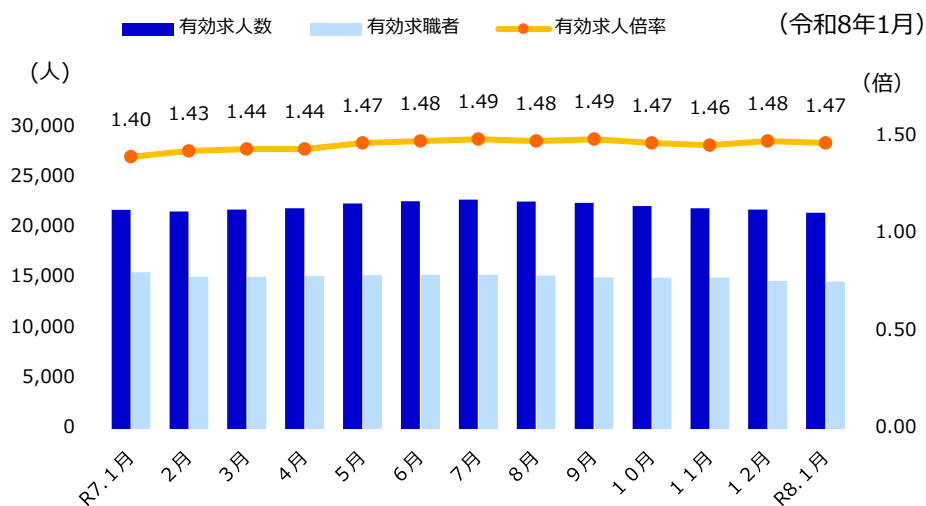
令和8年3月27日

人材確保支援関係	P 1～P 4
賃金引上げ支援関係	P 5～P 9
人材開発支援策（パンフレット）	P10～P15

有効求人倍率の推移

- 富山県の有効求人倍率は、令和7年1月以降、受理地別では1.4倍台で推移し、就業地別では1.6倍台で推移している。
- 令和8年1月の有効求人倍率は、受理地別では1.47倍（全国4位）、就業地別では1.66倍（全国2位）と、他県と比べても高い有効求人倍率となっており、人手不足が深刻化している。

有効求人、有効求職及び有効求人倍率（受理地別）

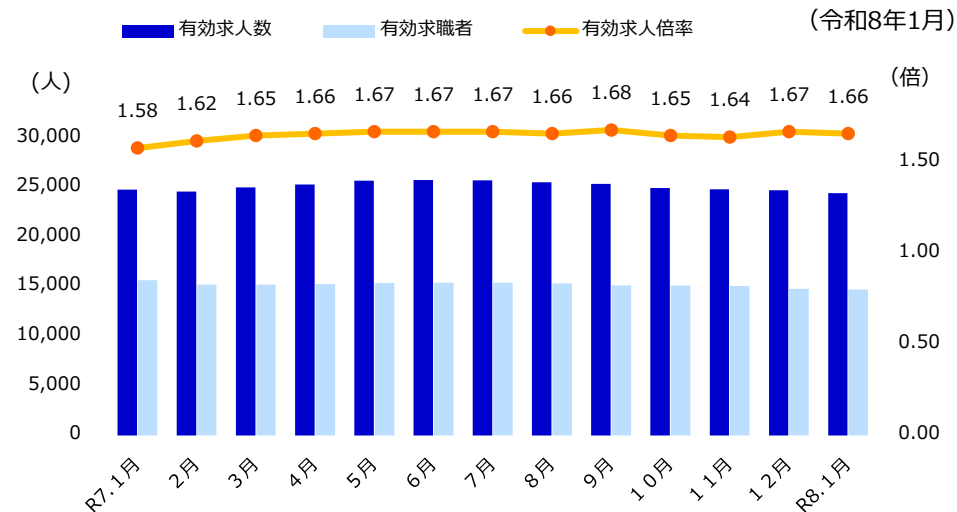


	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月
有効求人人数	21,881	21,706	21,910	22,040	22,524	22,751	22,897	22,715	22,567	22,265	22,026	21,898	21,574
有効求職者	15,647	15,201	15,197	15,255	15,368	15,385	15,384	15,340	15,126	15,114	15,091	14,780	14,721
有効求人倍率	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47
全国の有効求人倍率	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18

※受理地別：求人票を受理したハローワークを基に算出した求人倍率

（資料出所：富山労働局）

有効求人、有効求職及び有効求人倍率（就業地別）



	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月
有効求人人数	24,776	24,583	25,018	25,311	25,696	25,748	25,721	25,539	25,366	24,932	24,803	24,706	24,440
有効求職者	15,647	15,201	15,197	15,255	15,368	15,385	15,384	15,340	15,126	15,114	15,091	14,780	14,721
有効求人倍率	1.58	1.62	1.65	1.66	1.67	1.67	1.67	1.66	1.68	1.65	1.64	1.67	1.66
全国の有効求人倍率	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18

※就業地別：求人票に記載された就業場所を基に算出した求人倍率

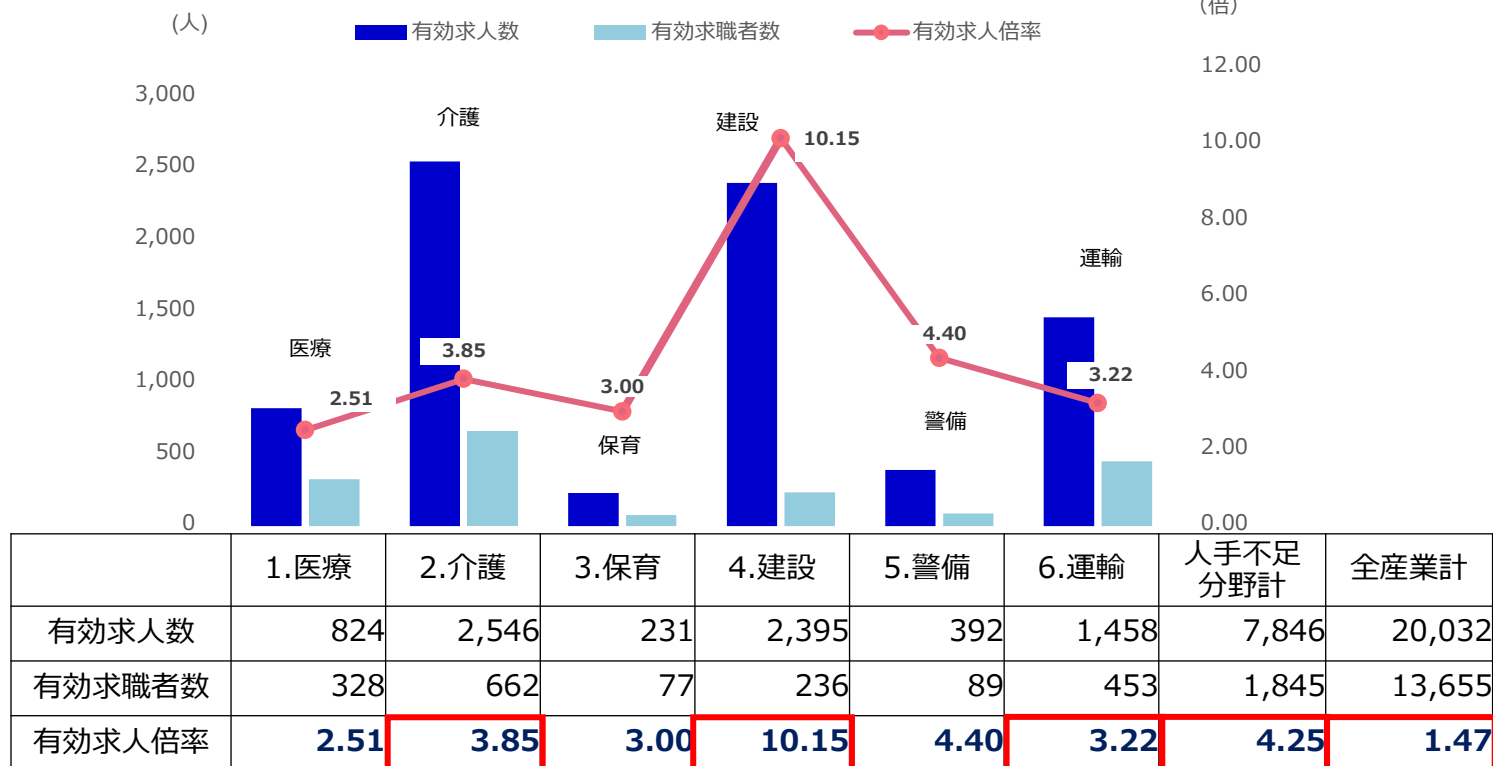
（資料出所：富山労働局）

人手不足分野の職業別有効求人倍率

- 富山県の令和8年1月の人手不足6分野（医療、介護、保育、建設、警備、運輸）の有効求人倍率（受理地別）は4.25倍と、全産業計の1.47倍に比べ大幅に高くなっている。
- 「有効求人数」が多い職業の有効求人倍率は、介護3.85倍、建設10.15倍、運輸3.22倍と高く、深刻な人手不足となっている。

人手不足分野の職業別有効求人倍率

(令和8年1月)
(倍)



(資料出所：富山労働局)

人手不足分野の人材確保支援

- 令和8年度においては、すべてのハローワークの最重要事項として、医療・介護・保育分野の求人充足対策を強化。具体的には、アウトリーチ型の積極的な企業訪問による求人充足支援を実施。
- 令和8年度からハローワーク富山に「人材マッチング企画部門」を新たに設け、人材不足分野ごとの専門的な知識を持った職員が、求人事業所のニーズを基にマッチングを行うほか、富山所・高岡所・滑川所の3所は重点連携所とし、共同で面接会・業界別体験会を開催するなど、連携を強化した求人充足支援。
- 若者の採用・育成に積極的で雇用管理が優良な中小企業を認定する「ユースエール認定制度」の取得促進に積極的に取り組むとともに、認定企業を重点的にPRする等、企業の人材採用を支援。
 ※ユースエール認定企業数：47社（令和7年度新規認定企業数：18社）【令和8年2月末現在】



ユースエール認定制度

就活生のみさんの企業選びをサポートします！ 厚生労働省

ユースエール認定企業のここがスゴい!

- 残業が少ない
- 休暇が取りやすい
- 離職率が低い
- 若者を積極的に採用
- 若者の育成に熱心
- 子育てがしやすい
- プライベートも仕事も充実!

ユースエールは優良な中小企業の目印!

若者の採用・育成、雇用環境が優良であること、認定を受けた企業のこと、ユースエール認定企業といえます。自分らしく働ける世界の企業を見つけませんか?

若者や若者のいる企業へのマッチング支援 ユースエール認定制度

ユースエール認定制度とは?

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用環境の良質な優良な中小企業を選定認定制度が認定する制度です。認定を受けた企業のこと、ユースエール認定企業といひ、2024年9月末現在、127件のさまざまな業種の企業がユースエール認定企業として登録されています。

～ユースエール認定企業を選ぶメリット～

- point 1 長年の採用実績が豊富
- point 2 若者の育成に熱心
- point 3 離職率が低い
- point 4 残業時間が少ない
- point 5 休暇も取得しやすい
- point 6 子育てがしやすい

～ユースエールQ&A～

Q1 学生にとって、ユースエール認定企業は、どこがすごいのか?
ユースエール認定企業は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用環境の良質な優良な中小企業を選定認定制度が認定する制度です。認定を受けた企業のこと、ユースエール認定企業といひ、2024年9月末現在、127件のさまざまな業種の企業がユースエール認定企業として登録されています。

Q2 若者の若者は、どうなるのですか?
認定を受けた企業は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用環境の良質な優良な中小企業を選定認定制度が認定する制度です。認定を受けた企業のこと、ユースエール認定企業といひ、2024年9月末現在、127件のさまざまな業種の企業がユースエール認定企業として登録されています。

Q3 「ワークライフバランス」に重要な有給休暇はどのくらいとれるの?
ワークライフバランスに重要な有給休暇はどのくらいとれるの? 認定を受けた企業は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用環境の良質な優良な中小企業を選定認定制度が認定する制度です。認定を受けた企業のこと、ユースエール認定企業といひ、2024年9月末現在、127件のさまざまな業種の企業がユースエール認定企業として登録されています。

もっと詳しく知りたい方は

ユースエール認定制度特設サイト

若者雇用促進総合サイト

「人材確保・活躍推進協定」の締結

- 富山県と労働局は、これまでも雇用政策に関して連携してきたところですが、平成27年に締結した「雇用対策協定」を、現下の県内企業等における深刻な人材不足など社会経済情勢の変化に対応するため、富山県知事と富山労働局長との間で「人材確保・活躍推進協定」として令和8年2月に再締結。
- これまでの「雇用対策協定」では、①働きやすい職場づくりの推進、賃金の引上げに向けた支援、②人材確保及びリ・スキリング等の推進、③若者の移住・Uターン・県内就職の促進、④多様な人材の活躍促進の4本柱としていましたが、再締結した「人材確保・活躍推進協定」では新たに、『⑤エッセンシャルワーク業種の人材確保』、『⑥キャリア教育、人材育成の充実』も柱にすえて連携を強化。



富山県の賃金等引上げ状況

春季賃上げ妥結・要求状況（いずれも加重平均）

集計団体		令和6年改定額（改定率）	令和7年改定額（改定率）	令和8年要求額（要求率）
全国	連合	15,281円（5.10%）	16,356円（5.25%）	19,506円（5.94%）（注）
	経団連（大手企業）	19,210円（5.58%）	19,195円（5.39%）	
富山県	連合富山	12,995円（4.76%）	14,069円（5.14%）	18,438円（6.35%）
	富山県経営者協会	12,395円（4.39%）	14,206円（4.83%）	

（注）連合の春季生活闘争方針

- ・定昇相当分を含め5%以上
- ・賃金実態が把握できないなどの事情がある中小労組は、18,000円以上・6%以上を目安

連合 R8.3.2集計
連合富山 R8.3.18現在


（参考）最低賃金の推移（過去5年間）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全国加重平均額（引上げ率）		930円(3.10%)	961円(3.33%)	1,004円(4.47%)	1,055円(5.08%)	1,121円(6.26%)
富山県	時間額	877円	908円	948円	998円	1,062円
	引上げ額	28円	31円	40円	50円	64円
	引上げ率	3.30%	3.53%	4.41%	5.27%	6.41%

全国加重平均額：都道府県ごとの労働者数×地域別最低賃金額で計算した全国の合計を総労働者数で除した額。

賃金引上げ支援

応援!

このマークが付いた助成金は、中小企業・小規模事業者向け「富山県賃上げ応援補助金」の対象です。支給申請の手続き等を社会保険労務士等へ依頼した際の報酬費用の一部が補助されます。  富山県労働政策課 076-444-3256

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

富山労働局 助成金センター  富山県キャリアアップ奨励金【助成金と併せて活用可】
076-432-9172 富山県人材確保推進課 076-444-8897

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。また、富山県キャリアアップ奨励金も受けられます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

人材開発支援助成金

富山労働局 助成金センター
076-432-9172

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

活用のポイント 職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

賃金引上げ支援

人材確保等支援助成金

応援!

(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

富山労働局 助成金センター
076-432-9162

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度等**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ③人事評価制度 ②諸手当等制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。

⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

その他人材確保に関する助成金

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**:事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

令和7年度の申請受付は終了しました。

令和8年度の内容は別途リーフレット・HPなどでお知らせします。

業務改善助成金

応援!

富山労働局 雇用環境・均等室
076-432-2728

✓ 富山県賃上げサポート補助金【助成金への上乗せ補助】
富山県人材確保推進課 076-444-8897

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。**中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)**です。※交付決定前の設備投資は対象となりません。

働き方改革推進支援助成金

応援!

富山労働局 雇用環境・均等室
076-432-2728

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

賃金引き上げに向けた主な支援策の活用状況

① キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の**正社員化**や、基本給の賃金規定等を増額改定するなどの**処遇改善**に取り組んだ場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げ等が対象です。

令和7年度1月末現在	申請件数	546件 (昨年同期比2.16倍)	支給決定額	237,731千円 (昨年同期比2.03倍)
令和6年度 同期	申請件数	253件	支給決定額	116,949千円
(参考：令和6年度計)	申請件数	318件	支給決定額	142,604千円

② 業務改善助成金 (※令和7年度の申請期限は10月11日までで終了。)

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

令和7年度1月末現在	申請件数	248件 (昨年同期の1.23倍)	申請額	359,627千円 (昨年同期の1.36倍) ※支給決定は設備等導入後となります
令和6年度 同期	申請件数	202件	申請額	264,736千円
(参考：令和6年度計)	申請件数	202件	申請額	264,736千円

③ 賃金引上げ特設ページ

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

賃金引上げ特設ページ

検索



④ 働き方改革推進支援センター富山

賃上げを含む、働き方改革全般についての様々な相談に、**専門家が無料でワンストップ**で対応します。

専門家による窓口相談や個別訪問件数
1月末現在 844件

(主な相談内容別の内訳)

就業規則	257
仕事と育児・介護等との両立支援	146
キャリアアップ助成金	76
業務改善助成金	69
(その他助成金)	124)
ハラスメント防止	37
36協定	37
女性活躍	35
など	

働き方改革推進支援センター富山

フリーダイヤル 0120-208-363

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒930-0083 富山県富山市二丁目1番3号 富山商工会議所ビル6階

MAIL toiyama@workstylereform.net FAX 076-407-4667

URL <https://hata-hokokushoku.mhlw.go.jp/tokusan/tyoam/>



令和8年度概算要求における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部 = R8 要求における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【35億円】

拡充

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

- 賃金引上げ額を3コース制に再編等、地域別最低賃金改定日の前日までの一定の時期については、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額を地域の実情に応じた特例措置を講じる

働き方改革推進支援助成金 【101億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成

- 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

人材開発支援助成金 【533億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成

- 訓練終了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成（中小企業のみ対象）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
【18億円】

拡充

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

- 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

非正規雇用労働者の処遇改善

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）
【554億円】

拡充

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成

- 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇入れ、賃金を上昇させた事業主に助成

- 雇入れ時の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）【10億円】

拡充

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成

- 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【1億円】

「在籍型出向」を活用して労働者のスキルアップを行う事業主に対し、出向中の賃金の一部を助成

- 出向復帰後に賃金を5%以上上昇させた場合に助成

参考（リーフレット）

事業主・事業主団体の方へ



人材開発に取り組む事業主を支援します！

「人材開発支援策」のご案内

令和7年9月改訂版

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご利用ください。

従業員の スキル向上 を図りたい	全般的な 相談	生産性向上人材育成支援センター 在職者訓練（ハローレーニング） 生産性向上支援訓練 テクノインストラクターの派遣など	P.2
	社外施設 での訓練	都道府県が実施する訓練 認定職業訓練 在職者訓練（ハローレーニング）	P.2 ～3
	講師派遣	ものづくりマイスターなど	P.3
従業員の キャリア形成 を促したい		職業能力検定認定制度	P.3
	会社で 基盤を整備	職業能力評価基準	P.4
		キャリア形成・リスキング推進事業 キャリアコンサルティング セルフ・キャリアドック ジョブ・カード	P.5
	従業員 自ら活用	教育訓練給付金	P.6
		教育訓練休暇給付金	P.7
会社の将来を担う若者を 採用・育成したい		ユースエール認定制度	P.7
助成金を活用して 人材開発に取り組みたい		人材開発支援助成金	P.8 ～11

富山労働局 ハローワーク

LLLD70930 富山県
【071222 富山局】

1

生産性向上人材育成支援センター

全般的な相談

社外訓練

全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。特に、中小企業等のDXに対応するための人材育成について、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、相談支援を行っています。

主に下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハローレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

訓練日数	概ね2～5日（12～30時間）
主な訓練分野	機械系/機械設計、機械加工、金属加工 居住系/建築計画、測定検査、設備保全 電気・電子系/制御システム設計、通信設備設計、電気設備工事



生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等のDX化への対応や生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる「生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング、データ活用」などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

訓練日数	概ね1～5日（4～30時間）
主な訓練分野	生産管理、品質保証・管理、組織マネジメント、生涯キャリア形成、営業・販売、マーケティング、企画・価格、データ活用、情報発信、倫理・セキュリティ



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場および訓練用設備・機器）の貸出しを行っています。



お問い合わせ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構富山支店
ポリテクセンター富山 0766-28-6903

生産性向上人材育成支援センター 検索



都道府県が実施する訓練

社外訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、および都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。

※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合があります。

訓練期間	普通課程：原則として1年 短期課程：6か月以下
主な訓練科	建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など



お問い合わせ 富山県商工労働部多様な人材活躍推進室労働政策課 076-444-3260



2

参考（リーフレット）

都道府県が設置する職業訓練施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。

訓練期間	概ね2～5日
主な訓練コース	機械・機器操作などの基礎的な取り扱いを習得させる訓練など 地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練 例：機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など
地域の実情に応じた訓練コース	地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練 例：観光ビジネス科、陶磁器製造科、竹工芸繊維科、自動車整備科 など



お問い合わせ 富山県商工労働部 多様な人材活躍推進室労働政策課 076-444-3260

ものづくりマイスター

講師派遣

ニーズにあわせて最適な「ものづくりマイスター」を派遣します

中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等を対象に熟練技能者「ものづくりマイスター」（ものづくり分野等で1級技能士相当以上の指導経験豊富な熟練技能者）が実践的な実技指導を行います。

対象職種	製造・建設・IT系等129職種 (機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装、Webデザインなど)
講習例	技能検定1・2級レベルの技能習得、 普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Webサイト製作など



受講者の声

- ・普通旋盤に初めて触れて、自分で作る実感を感じた。作業中の音、切粉（きりこ）の量、作業速度、寸法測定や4S（整理・整頓・清掃・清潔）なども学び、自信が持てるようになった。
- ・これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。

お問い合わせ 富山県技能振興コーナー 076-432-8870
ものづくりマイスターのウェブサイトをご覧ください



職業能力検定認定制度 (団体等検定制 社内検定認定制度)

キャリア形成

「能力検定認定制度」で技能の見える化・標準化を実現！

社内検定認定制度は、個々の企業や団体がそこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を果たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。また、団体等検定制度は、雇用する労働者以外の方（求職者、学生、フリーランス等）も受検対象となるものです。ロゴマークを使って対外的にアピールもできますので、本制度を人材開発のためにご活用ください。

【ロゴマーク】



認定の効果

- ・職業能力検定を実施することで、技能の見える化・標準化、従業員のモチベーションアップ、若手従業員の定着・新入社員の採用、地域産業復興に貢献効果が期待できます。

お問い合わせ 団体等検定のウェブサイトをご覧ください



職業能力評価基準

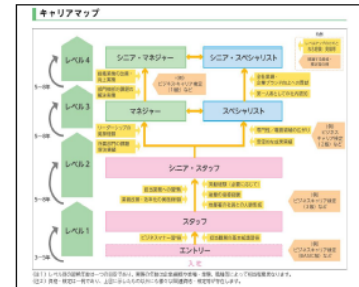
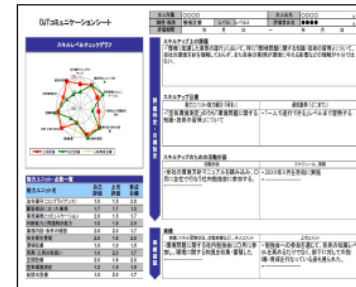
キャリア形成

職業能力評価基準は、仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見える化したものです。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

職業能力評価基準の活用方法を説明したテキストや動画をウェブサイトにて公開しています

1. 実践的な人材育成

チェック形式の「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化して育成面談で活用する「OJTコミュニケーションシート」を活用すると、従業員の能力レベルを把握して実践的な人材育成ができます。



2. キャリアパスを明確化

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」を活用すると、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格などを示して、従業員の成長意欲を高めることができます。

お問い合わせ

職業能力評価基準のウェブサイトをご覧ください

職業能力評価基準 検索



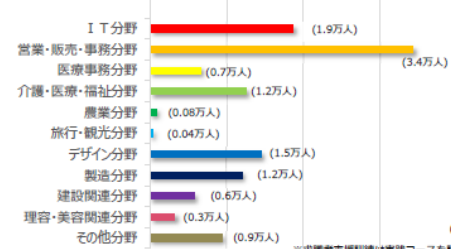
求人申し込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください

ハロートレーニングは「公的職業訓練」（公共職業訓練・求職者支援訓練）の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる公的訓練制度で、在職者向けの訓練や離職者向けの訓練等があります。



このうち、離職者向けの訓練について、令和4年度の公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数は約10.2万人、求職者支援訓練の受講者数は約4.0万人で、訓練分野も多岐にわたります。ハロートレーニングで求人申し込みを行う際には、ハロートレーニングを受講した方の採用をご検討ください。

離職者向けハロートレーニング受講者数（分野別/令和4年度）



参考（リーフレット）

キャリア形成・リスキリング推進事業

キャリア形成

企業と労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成及びリスキリング支援を行います。このような従業員の自律的なキャリア形成及びリスキリングの支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

主に下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します

- ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援（P.8参照）
- セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- 労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

キャリアコンサルティングとは

キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家です。平成28年4月から国家資格になりました。

守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。キャリア形成・リスキリング相談コーナーでは、在職者の方個人がキャリアコンサルティングを受けることができます。

セルフ・キャリアドックとは

企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することで、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（仕組み）です。

キャリア形成・リスキリング支援センターでは、セルフ・キャリアドックの導入を希望する企業に対する相談支援等を実施し、セルフ・キャリアドックの円滑な導入と取組の定着を支援します。

入社時や役職発着時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで、従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供すると、従業員の職場定着や、働く意欲の再認識、企業の生産性向上につながるという効果が期待されます。

ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」のためのツールです

- ・効果的な人材育成
ジョブ・カードを活用すると、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。
- ・採用活動
ジョブ・カードを応募書類として活用すると、書面や面接場面だけでは見えない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます。
また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。
なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.8参照）。

マイジョブ・カード <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ

キャリア形成・リスキリング推進事業のウェブサイトをご覧ください
<https://carigaku.mhlw.go.jp/>

キャリア形成・リスキリング支援センター

検索



教育訓練給付金

キャリア形成

自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対象	雇用保険の被保険者※又は被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合 ※雇用保険の被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。 以下、このページにおいて同じです。
支給額	一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）
	特定一般教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円） ② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合等は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付 ①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額（上限25万円） 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続きを行う必要があります。
	専門実践教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額（年間上限40万円、訓練期間は最大で4年間のため最大160万円） ② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合等は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付 ③ ②の要件に加え、訓練前後で賃金が5%以上上昇した場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付 ①②③の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の80%に相当する額（年間上限64万円、訓練期間は最大で4年間のため、最大256万円） ただし、この措置は法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者に限るとともに、在職者でかつ、比較的高い賃金を受ける者についてはこの限りではありません。 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続きを行う必要があります。

■自社の従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.8参照）。

■一般教育訓練、特定一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座は、お近くのハローワークまたは以下のウェブサイトで確認できます。

教育訓練給付金 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム
<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

お問い合わせ

ハローワーク



参考（リーフレット）

教育訓練休暇給付金

キャリア形成

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

項目	内容			
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職者）			
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給			
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限あり）			
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日			
	加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	所定給付日数	90日	120日	150日

お問い合わせ

ハローワーク
教育訓練休暇給付金に係る支給要件等は
教育訓練休暇給付金 [検索](#)



ユースエール認定制度

若者の採用・育成

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！

この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資などのメリットがあります。



認定マーク

お問い合わせ
申請書類提出先

高山労働局職業安定課 076-432-2782・ハローワーク
認定基準などの詳細は、若者雇用促進総合サイトをご覧ください
若者雇用促進総合サイト [検索](#)



人材開発支援助成金

事業主向け助成金

事業主等が雇用する労働者に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、その制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

<人材育成支援コース>

- 人材育成訓練
10時間以上のOFF-JTによる訓練を行った事業主等に対して助成。
- 認定実習併用職業訓練
新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。
- 有期実習型訓練
有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

<教育訓練休暇等付与コース>

- 教育訓練休暇制度
3年間に5日以上取得可能な有給の教育訓練休暇制度（※）を導入し、実際に適用した事業主に助成。
※ 労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を除く。

<人への投資促進コース>

- 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練
高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行った事業主に対して助成。
- 情報技術分野認定実習併用職業訓練
IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。
- 定額制訓練
労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスを利用して訓練を行った事業主に対して助成。
- 自発的職業能力開発訓練
労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対して助成。
- 長期教育訓練休暇制度
30日以上長期教育訓練休暇の取得可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。
- 教育訓練短時間勤務等制度
30回以上の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

<事業展開等リスクリキグ支援コース>

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行った事業主に対して助成。

- ※ キャリアアップ助成金正社員化コースでは、人材開発支援助成金の特定の訓練を修了後に正社員転換した場合に、助成額を増額しています。
詳しくは「キャリアアップ助成金 厚生労働省」で検索してください。
キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換や処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

参考（リーフレット）

人材開発支援助成金 事業主向け助成金

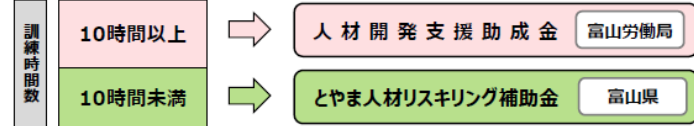
コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外					
		通常分			訓練終了後に賃金を増額した場合※1		
		OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用: 45(30)% 非正規雇用: 70%		-	正規雇用: 60(45)% 非正規雇用: 85%		-
	認定実習併用職業訓練	45(30)%	800(400) 円/時・人	20(11) 万円/人	60(45)%	1,000 (500) 円/時・人	25(14) 万円/人
	有期実習型訓練※2	70%		10(9) 万円/人	100%		13(12) 万円/人
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度	30万円※3	-	-	36万円※3	-	-
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000 (500) 円/時・人	-	-	-
		成長分野	75%	1,000円 /時・人※4	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	60(45)%	800(400) 円/時・人	20(11) 万円/人	75(60)%	1,000 (500) 円/時・人	25(14) 万円/人
	定額制訓練	60(45)%	-	-	75(60)%	-	-
	自発的職業能力開発訓練	45%	-	-	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務 等制度	長期休暇	20万円※3	1,000 (800) 円/時・人※5	-	24万円※3	- (1,000) 円/時・人※5
短時間勤務等		20万円※3	-	-	24万円※3	-	-
事業展開等リス キング支援コース	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	1,000 (500)円/ 時・人	-	-	-	-

- ※1 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。
 ※2 正社員化した場合に助成。
 ※3 制度を導入し、労働者に適用した場合に助成（制度導入助成）。
 ※4 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。
 ※5 有給による休暇を取得した場合に対象。

とやま人材リスティング補助金 事業主向け補助金

人への投資の強化に向け、県内中小企業の人材リスティングの取組みを支援します。

「人材開発支援助成金」の支援対象が、**訓練時間数10時間以上**の教育訓練に限られるのに対して、「とやま人材リスティング補助金」は、**短期間の教育訓練（訓練時間数10時間未満）**をカバーします。



<補助金の概要>

- **補助対象者**
県内に主たる事業所を置く事業主 ※本店登記が富山県内
- **補助対象事業**
教育訓練機関（公共職業能力開発施設、企業、大学、民間スクール等）が提供する教育訓練（教育訓練機関等から講師を招いて社内で実施する教育訓練も含む）を活用して行う従業員の人材リスティング
要件 **10時間未満**の教育訓練（人材開発支援助成金の対象となる訓練を除く）
- **補助内容**

受講料等	補助率・補助額	
	賃金	補助限度額
75%	1人1時間あたり 1,000円	1社1年度あたり 100万円

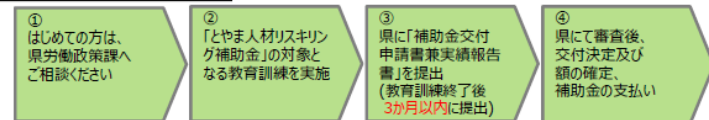


令和7年4月、賃金補助額を引き上げました！

さらに、以下の①②を、補助対象に追加しています！

- ① **従業員個人の自発的リスティングを推進する取組み**
・事業主が定める資格取得支援制度等に基づき、従業員個人が自発的に教育訓練を受講する場合の費用を事業主が負担するケース
＜要件＞事業主が受講料等の75%以上を負担していること
- ② **eラーニング・通信制によるリスティング**
※ 教育訓練の時間数は、標準学習時間10時間未満または標準学習期間1か月未満
※ 補助対象者は中小企業事業主に限る（自発的リスティングとして行われるものを除く）
※ ①②のケースでは、受講料等の経費のみを補助します。（賃金は対象外）

<補助金交付までの流れ>



お問い合わせ

富山労働局助成金センター 076-432-9172
人材開発支援助成金 厚生労働省 職業



お問い合わせ

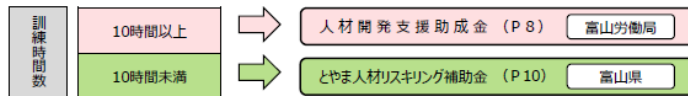
富山県商工労働部 多様な人材活躍推進室労働政策課 076-444-3260
とやまリスティング補助金 検索



富山県内のリスキリング支援策

事業主の皆様が、従業員のリスキリングに取り組むに当たり、活用できる富山県内の支援策です。

<富山県内のリスキリング支援制度>



<富山県内のリスキリングに活用できる教育訓練・実施機関>

教育訓練実施機関	教育訓練	訓練時間数	活用可能な支援制度	
			人材開発支援助成金	とやま人材リスキリング補助金
民間教育訓練機関 事業主団体 等	各種講座・研修等	10時間以上	○	×
		10時間未満	×	○
富山職業能力開発促進センター (ポリテクセンター富山)	能力開発セミナー (※)	10時間以上	○	×
	生産性向上支援訓練	10時間以上	○	×
		10時間未満	×	○
北陸職業能力開発大学校	能力開発セミナー (※)	10時間以上	○	×
富山県技術専門学院	能力開発セミナー (※)	10時間以上	○	×
認定職業訓練校 (※)	短期訓練	10時間以上	○	×

(※) 能力開発セミナー及び短期訓練には訓練時間数が10時間未満のものは存在しない。

